

## 学校施設使用に係る受益と負担のあり方について

### 1 学校施設の市民利用について

北九州市立小学校、中学校及び特別支援学校の施設は、昭和40年度から地域スポーツの普及、児童の遊び場の確保、社会教育の振興等の観点から、学校教育に支障のない範囲で開放している。現在、学校施設の市民利用は、夜間運動場照明代を除いて、全て無料で開放している。

#### (1) 学校施設開放の種類と使用状況

市民が学校施設を使用する場合、校区内児童が安全な遊び場確保のために土、日、休日に小学校の体育館、運動場を使用する「遊び場開放」、成人等のスポーツ団体が指定の曜日に小・中学校の体育館、中学校の武道場等を使用する「スポーツ開放」と随時学校長の許可を得て、体育館などの施設を使用する「施設開放」がある。使用頻度は、学校により様々であるが、ほぼ毎日使用されている学校もあり、学校施設が他のスポーツ施設と同様に市民のスポーツ振興の支えとなっているといえる。

##### 【1年間の使用状況】

| 区分     | 使用者                  | 使用形態       | 開放施設                        | 使用回数                  | 利用人数    | 団体数      |
|--------|----------------------|------------|-----------------------------|-----------------------|---------|----------|
| 遊び場開放  | 校区内児童                | 遊び、スポーツ    | 体育館(小)、運動場(小)               | 約 19,000 回<br>※団体使用のみ | 約 47 万人 | 約 300 団体 |
| スポーツ開放 | 成人等のスポーツ団体<br>(5人以上) | スポーツ       | 体育館(小・中)、運動場(中)※夜間のみ、武道場(中) | 約 22,000 回            | 約 31 万人 | 約 800 団体 |
| 施設開放   | 学校長が許可した者            | スポーツ、地域活動等 | 体育館(小・中・特)、運動場(小・中)、武道場(中)  | 約 18,000 回            | 約 20 万人 | 約 500 団体 |

#### (2) 学校施設開放に係る経費

学校施設使用に伴う「光熱水費」と、各団体の利用調整を行う主任管理指導員や子どもの安全見守りを行う管理指導員の配置、施設の修繕、用具等の備品購入に係る「学校施設開放事業」経費を概算すると、年間約 7,300 万円の費用がかかっている。

| 内 容              | 年間にかかる経費   |
|------------------|------------|
| 光熱水費（使用回数から試算）   | 約 3,800 万円 |
| 主任管理指導員、管理指導員の配置 | 約 3,000 万円 |
| 施設の修繕、用具等の備品、帳票等 | 約 500 万円   |

### (3) 他都市の状況

本市を除く政令指定都市19市のうち14市で何らかの形で学校施設の利用者負担がある。利用条件や利用時間は様々であるが、1団体当たりの時間単価で算出すると、運動場で、1時間あたり200円から1,500円程度、体育館で、1時間あたり100円から900円程度、武道場で、1時間あたり50円から800円程度で設定されている。

#### 【政令指定都市の状況】

| 内 容               | 都市数 |
|-------------------|-----|
| 条例を制定して使用料を徴収している | 9   |
| 電気代等の実費相当を徴収している  | 5   |
| 全て無料              | 5   |

## 2 「北九州市公共施設マネジメント実行計画」について

北九州市は、公の施設マネジメントの道標として、平成28年2月に「北九州市公共施設マネジメント実行計画」を策定した。この中で、「受益と負担のあり方の視点から、利用料金や減免制度を見直す」とされ、「学校施設の市民利用についても負担のあり方を検討する」としている。

### (1) 「公の施設に係る受益と負担のあり方について」(素案)に対する意見

「北九州市公共施設マネジメント実行計画」を進める上で検討されている『「公の施設に係る受益と負担のあり方について」(素案)』のパブリックコメント(平成29年8~9月実施)で、学校施設の有料化について7件の意見があった。

#### 【学校施設関係の意見】

公共施設のうち、体育施設の利用料金が上がると、今、無料で利用できている学校施設の体育館に利用が集中するのではないだろうか。体育館の機能はほとんど同じと思うので、学校施設の体育館の利用の場合にも利用料金は取ってもいいのではないか。

小中学校のスポーツ開放と遊び場開放は、教育委員会の管轄と思うが、一緒に見直しを検討されたらどうか。また、管理指導員の報償費の見直しも検討したらどうか。

学校の施設について、今は無料で使うことができるようだが、整備や維持管理にかかるお金はかかっているはずである。このように、増収につながれるところがほかにもあるので、積極的にとるようにするべきだと思う。

学校等の利用についても、水道光熱費や施設管理の人員費等の実費分は徴収するべきだと思う。北九州市の未来が良いものになるよう、真面目な取組みを期待している。

学校の校庭開放についても、維持管理費を考慮するとスポーツ施設使用料を有料化するべきである。なるべく公平に、誰もが使用できるようにしていただきたい。

学校の体育館の夜間利用なども、無料を見直して、利用者に一定の負担をお願いし、その収入で、子供たちの教育予算を増やすことにすれば、大人の利用者の皆さんも理解していただけるのではないか。

現在無料の学校施設開放の在校生以外の使用料徴収などは検討するべきだと思う。

### 3 学校施設使用における受益者負担の考え方

現在、市民の学校施設使用にかかる経費は教育予算で負担している。「北九州市公共施設マネジメント実行計画」に基づく公の施設の使用料の見直しが進められる中、学校施設についても、他の公の施設と同様に、使用者に應分の負担を求める「受益と負担」の原則に基づき、使用料を設定したいと考えている。

#### (1) 対象施設

小学校、中学校及び特別支援学校の体育館、武道場及び運動場

#### (2) 使用料設定の考え方

市民が学校施設を使用する際に要する電気代、水道代（光熱水費）及び施設の修繕、用具等の備品、利用調整等の管理に要する費用（学校施設開放事業経費等）の1時間あたりの金額を目安とする。

なお、市立スポーツ施設と比較すると、管理人がいない、設備が劣る（シャワーがない、可能競技が限られる）ことから、市立スポーツ施設料金より廉価となるよう使用料を設定する必要があると考える。また、学校施設使用料を徴収している他の政令指定都市、近隣自治体の使用料の水準も考慮する。

#### (3) 減免範囲

学校教育の観点から、児童生徒の使用は、全額減免とする。

市主催、共催事業等の公益上その他特に必要があると認めるときは、減免とする。

（例：敬老会、地域の夏祭り、防災訓練）

「公の施設に係る受益と負担のあり方について」（素案）では、個人利用に対する高齢者減免制度の見直しや回数券発行による負担軽減が検討されているが、学校施設は学校教育に供することを本来目的としており、市民利用は例外的な使用であることから、これらの減免は設けない。

#### (4) 徴収方法

これまで、学校施設の使用は無料であったため、使用料を徴収する仕組みがない。

利用者が納付しやすい仕組みを検討するとともに徴収にかかるコストを抑えた徴収方法を採用する。

### 4 今後のスケジュール

「北九州市公共施設マネジメント実行計画」に基づく公の施設の使用料の見直しスケジュールにあわせて、使用料条例の制定に向け進めていく。

なお、使用料を徴収する仕組みを整えるのに一定期間必要になるため、環境整備、利用者への周知期間をとった上で、使用料徴収時期を決定する。